

第 22 期第 4 回石狩後志海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和 3 年 12 月 16 日（木） 13 時 25 分から 14 時 30 分まで
- 2 開催場所 余市町浜中町 238 番地
道総研中央水産試験場 3 階 大会議室
- 3 出席委員 濱野勝男 佐藤一義 池守力 丹野雅彦
松尾英二 川内谷藤一 野崎泰生 上山稔彦
太田誠 鎌田英暢 佐藤昌紀 中村貞夫
- 4 欠席委員 小西正之 池田幸雄 伊藤保夫
- 5 臨席者 石狩振興局産業振興部水産課 課長 蛭谷勝浩
石狩振興局産業振興部水産課 水産振興係長 長内浩治
後志総合振興局産業振興部水産課 課長 小寺一史
後志総合振興局産業振興部水産課 漁業管理係長 藤原智史
後志総合振興局産業振興部水産課 技師 日野嵩志
- 6 事務局 石狩後志海区漁業調整委員会 事務局長 岩田直樹
石狩後志海区漁業調整委員会 主事 廣瀬萌花
- 7 議案事項 議案第 1 号 いかなご・おきあみ漁業に係る委員会指示について
議案第 2 号 後志管内さくらます船釣りライセンス制に係る委員会指示について
議案第 3 号 知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間等について（答申）
議案第 4 号 北海道資源管理方針の一部改正について（答申）
議案第 5 号 特定水産資源に関する令和 4 管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（答申）
- 8 報告事項 (1) 定置漁業権に係る資源管理状況等の報告について
(2) 令和 3 年秋さけの沿岸漁獲状況等について
- 9 その他

【議事の概要】

岩田事務局長	定刻より少し早いですが、ただいまから、第 22 期第 4 回石狩後志海区漁業調整委員会を開催いたします。開会にあたりまして、濱野会長よりご挨拶申し上げます。
濱野会長	みなさまご苦勞様でございます。第 22 期第 4 回目の石狩後志海区漁業調整委員会開催のご案内を申し上げましたところ、皆様方には師走に入っ て、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。また、

石狩振興局の蛭谷水産課長様、後志総合振興局の小寺水産課長様、また、関係する皆様方、公務非常にお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

さて、今年の秋さけ漁でございますけれど、石狩・後志・檜山合わせまして、46億9千万円と史上最高となりました。さけの河川遡上もかつてないほどの値で、1千7百万円もの利益をあげることができました。こういった状況もしばらくなかったものですが、大漁であったことと魚価高であったことが大きく起因しているわけでございます。そういった中で、さくらますの幼魚につきまして、事故がございました。9月5日に京極のふ化場でさくらますの採卵作業を終えた後、千走のふ化場でも作業にあたり、その後、京極の親魚からIHNウイルスが検出されたというわけでございます。これに関連して、千走のさくらますの幼魚、約17万尾を殺処分したため、令和5年の親魚確保には大変苦勞するだろうと思います。後志総合振興局小寺水産課長のお力添えにより、河川における遊漁の規制を強化することにいたしまして、1匹でも多く河川遡上させようというところでございます。後ほど、この件につきましては小寺課長の方から説明いたしたいと思いますので、みなさまご理解のほど、よろしく願い申し上げます。

さて、本日の協議事項でございますけれども、議案第1号から第5号まで、毎年、この時期にあがる議題であり、みなさま方にご理解いただいているものでございますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。報告案件としましては2件ございますが、定置漁業権に係る資源管理状況等の報告と今年の秋さけの沿岸漁獲状況についての報告ということで、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。甚だ簡単でございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

岩田事務局長

本日の委員会は、第22期の委員会として、4月に知事に選任されてからコロナの影響もありまして、初めての対面開催となります。ここで、委員のみなさまを今一度、ご紹介したいと思います。ただいま、ご挨拶いただきました濱野会長です。続きまして、名簿順にご紹介したいと思います。佐藤副会長です。池守副会長です。丹野副会長です。松尾委員です。川内谷委員です。野崎委員です。上山委員です。太田委員です。鎌田委員です。佐藤委員です。最後に中村委員です。なお、小西委員、池田委員、伊藤委員につきましては、用務がございまして欠席でございます。続いて、本日も臨席の来賓の方々をご紹介いたします。石狩振興局の蛭谷水産課長です。後志総合振興局の小寺水産課長です。この後は、濱野会長に会議を進行していただきます。

濱野会長

それでは、初めに出席委員報告をいたします。本日は、伊藤委員、池田委員、小西委員が所用により欠席しています。したがって、委員総数15名中、出席は12名であり過半数に達しておりますので、本日の委員会は成立しております。次に議事録署名委員の選出ですが、委員会規程第7条の規定により私から指名させていただきます。本日の議事録署名委員は、上山委員と丹野委員をお願いいたします。それでは、議事に入ります。議案第1号を上程します。事務局より説明願います。

岩田事務局長

「議案第1号いかなご・おきあみ漁業に係る委員会指示について」ご説明申し上げます。資料1をご覧ください。この委員会指示は、石狩・後志沖合海域において、共同漁業権漁業や知事許可漁業を除く、いわゆる自由漁業として、いかなご又はおきあみを獲ることについて、漁業法第120条第1項の規定に基づき、操業の制限を行うものです。これは資源の保護と操業秩序の維持を図るため、昭和54年に初めて委員会指示を発動し、現在に至っているものです。指示内容ですが、1 指示区域は、石狩後志管内の共同漁業権漁場区域内です。2 いかなご・おきあみ漁業を操業しようとする者は、委員会の承認を受けなければならない。3 承認の対象者は、前年度の実績者及び委員会が認める者です。4 操業期間は、2月1日から6月30日までの5月間です。4頁をご覧ください。こちらは承認事務取扱要領（案）です。中身につきましては、年月日の更新のみとなります。5頁から10頁は、承認申請書などの各種様式となります。続いて、資料2をご覧ください。こちらは新旧対照表で、年の更新以外には前年からの変更点はありません。続いて資料3ですが、これまでの承認状況と漁獲状況のデータです。令和3年の承認数は、東しゃこたん漁協6隻と古宇郡漁協6隻の合わせて12隻で、前年同様となっております。漁獲状況は、いかなごで55kgの水揚げで、これらは一本釣りや延縄漁業の餌として、すべて自家消費されております。おきあみは、出漁するも魚影が薄く操業をやめており平成17年を最後に水揚げの実績はございません。こうした漁業環境ではありますが、今後の資源回復や需要の高まりがあった場合を考慮いたしまして、委員会指示の発動を継続することが適当と考えておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。説明は以上となります。

濱野会長

説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ございますか。

委員一同

(なしの声)

濱野会長

なければ、いかなご・おきあみ漁業に係る委員会指示について、原案どおり発動してよろしいですか。

委員一同

(異議なしの声)

濱野会長

異議が無いようですので、議案第1号は、そのように決定します。

岩田事務局長

次に、議案第 2 号を上程します。事務局より説明願います。

「議案第 2 号後志管内さくらます船釣りライセンス制に係る委員会指示について」ご説明申し上げます。資料 1 をご覧ください。この委員会指示は、後志管内沖合海域において、船舶を使用し、釣漁法により、さくらますを獲ることについて、漁業法第 120 条第 1 項の規定に基づき、採捕の制限を行うものです。さくらます船釣りライセンスは、資源の保護や秩序ある漁場利用を図るため、一定の期間、一定の海域において、さくらますの船釣りを禁止する一方で、ライセンスを取得した者の船舶のみ、これを行うことができるという制度で、平成 16 年にスタートし、現在に至っているものです。指示内容ですが、1 頁の指示事項の 1 では、3 月 1 日から 5 月 15 日までの間の後志管内の共同漁業権漁場区域内において、さくらますの船釣りを禁止とするものです。指示事項の 2 では、ライセンスは、遊漁専業者、遊漁兼業者、プレジャーボート、漁業者の 4 区分とし、船舶毎にライセンスの取得が必要とするものです。2 頁の指示事項 3 では、ライセンス取得者の遵守事項として、章旗の掲揚や、釣獲時間、釣果報告の提出などが定められています。指示事項 4 では、遊漁者の遵守事項として、ライセンス取得船への乗船や、漁具漁法の制限、1 人 1 日 10 尾以内とする釣果の制限などが定められています。4 頁は事務取扱要領（案）です。5 頁はライセンスの区分毎の章旗の形状を、また申請書や釣果報告書などの各種様式については変更がないことから添付を省略しております。続いて資料 2 をご覧ください。こちらは委員会指示や事務取扱要領の新旧対照表です。前年からの変更点は年月日の更新のほか、2 頁の真ん中に添付書類を記載していますが、1 の (1) イの (ウ) で、漁港港湾の使用許可証の写しの提出を求めておりましたが、港の使用許可が一般化したこと、また、さくらますのライセンス制を実施している他の海区委員会では添付書類としていないことから添付書類から削除いたします。一方、船舶免許、船舶検査を必要としない、長さ 3m 未満で 2 馬力以下の船舶、所謂、ミニボートに関して、新たに本人確認のために住民票の提出を求めることといたします。次に 3 頁では記載のとおり、章旗の形状を毎年、旗の色地を替えて、現場での混乱を招かないよう措置しております。資料 3 をご覧ください。令和 3 年のライセンス承認数は、278 件となり、前年よりも 40 件の増加です。下段に平成 24 年以降の承認数の推移を示していますが、遊漁船専業とプレジャーボートが増加している一方、漁業者が減少しています。2 頁は、釣獲尾数と釣行者数の状況です。令和 3 年の釣獲尾数は 10,609 尾となり、前年より 1,122 尾の釣果減となりました。海域別に見ますと、神恵内と西積丹の 2 地区で全体の 86% を占めております。また、釣行者の数は平成 29 年から増加しており、4,623 人と昨年に引き続き、4 千人を超えています。3 頁は時期別の釣獲尾数と釣行者数の状況です。これらのピークは 3 月中旬から 3 月下旬となっています。続いて最後の頁をご覧ください。小樽地区漁業協同組合長会とライセンス制実行協議会の連名により、当委員会宛に提出された船釣りライセンス制に関する要請書です。要請内容は、引き

続き前年と同様の内容により委員会指示の発動を求めるというものです。この要請を踏まえまして、本年も、委員会指示を発動したいと考えていますので、よろしくご審議をお願いいたします。説明は以上です。

濱野会長

説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ございますか。

佐藤（一）委員

資料3の令和3年承認状況のプレジャーボートの承認に、さっき説明にあった3m未満で馬力の小さいゴムボートは入っているのか。

岩田事務局長

入っております。

佐藤（一）委員

さっき、そういった船に対して、新しく書類を求めると言っていたが、ライセンスを取得できるということではないか。

岩田事務局長

プレジャーボートに関しては、ミニボートもライセンスを取得しなければならない対象になっております。ただ、これまでは、ミニボートは船舶検査証書も船舶免許証も必要ないということで、申請書だけしか提出しておらず、本人確認する術がないため、本人確認ができる資料として新しく住民票を求めるとするわけでございます。承認自体は、これまでも取らなくてはならないこととなっております。

佐藤（一）委員

そしたら、本人確認書類を提出したら取得できるということか。何が言いたいかというと、これまではそんなに気にならなかったが、今年の夏、ゴムボートがすごく多かった。プレジャーボートだったら、例えば小樽マリーナでも余市マリーナでも、当然、係留場がある。ゴムボートに関しては、一切無い。免許もいらないうえに、車に積んで海岸線に乗り付けることができる。これがすごく目立ってきた。11月、12月も多かった。非常に危険な部分もあるし、プレジャーボートよりももっと危険だと思う。

岩田事務局長

ボートそのものの規制ということではなく、ミニボートを使用してサクラマスを釣りに行く行為に対しての規制です。

佐藤（一）委員

申請がそろっていれば、ミニボートも承認するということね。

池守委員

今、佐藤さんが言ったように、車で持ってきて海岸線からボート降ろして、釣りに行っている。ライセンス制をやるのはわかるが、陸釣りは許可がいない。そうすると、ライセンス料を払うのがいやで、陸釣りをやっている人がかなりいる。河川の規制に関して、岩内の太田組合長から要請があったし、神恵内村の方からも要請があったところで、コロナのせいかわからないが魚釣りをする人が増えている。漁師は漁獲規制をかけられているのに、遊漁は獲り放題であり、誰も取締りに来ていないだろう。岩内の上架場なんて、さくらまスをクーラーいっぱい持って帰っている。漁業者が規制されているのだから遊漁も考えてもらわないとだめだ。取締りをしっかりしてもらわないとだめだ。

岩田事務局長	<p>この問題は、ここだけではなくて全国的なものであって、全漁調連というって海区委員会の連合組織があって、そこから水産庁に対して、毎年要望をあげているのですが、その中でミニボート対策も要請しています。漁船登録や船舶検査のような検査制度をつかってなんとか規制してくださいという内容で要請しています。</p>
池 守 委 員	<p>内地は何 cm 以下だめとなればリリースするけれど、北海道なんて釣り放題だ。そのあたりはこれから道に考えてもらわないといけないし、この間なんて、さけ・ますもそうだが、ほっけを 1 人あたり 20～30kg も釣って帰っていた。漁師は規制されているのに、なんだよって思う。小寺課長には伝えているけれど、遊漁対策も考えてもらわないと困る。</p>
佐藤（一）委員	<p>まぐろは規制になった。たらに關しても、漁師は 10 月 15 日からしか出漁できないのに、遊漁は 10 月初めから 20～30kg も釣る。何日もやるとすごい量になる。それから、漁師も遊漁も同じ漁場でやっている。自分の刺し網のしかけも引っかけられるし、資源枯渇のもとになっている。</p>
濱 野 会 長	<p>この件につきましては、問題は数量ですが、場所や地域によっては、30kg～50kg 釣ったという情報を聞きます。そういったことがないように、遊漁者や遊漁船業者に対して、ライセンス協議会を通じて道に徹底した指導をお願いしたいと思います。それから、小寺課長からさくらますの資源について、IHN 対策のための河川の規制の話をしていただきたいと思います。</p>
小 寺 課 長	<p>後志総合振興局の小寺です。会長の冒頭の挨拶でもありましたが、さくらますの河口規制強化について検討案を私の方から簡潔に説明させていただきます。まず、さくらますの資源を安定かつ持続的に利用するために、親魚の河川遡上を促進させて、計画的で安定的な捕獲採卵を行うことを目的に、珊内川、古宇川、野塚川、尻別川の禁止期間の前倒しや新たな区域の設定による効果を検証するため、河口規制の見直しを検討しております。内容ですが、禁止期間の前倒しについては、隣接の檜山管内や後志の千走川では、河口規制の開始日が 4 月 1 日に設定されていることや、神恵内及び岩内沿岸におけるサクラマス又来遊実態をみますと、5 月以降に比べ、4 月以前の漁獲割合が高いという実態であります。来遊実態に合わせて、河口規制の開始日を 4 月 1 日に 1 ヶ月前倒しにしまして、また、珊内川については親魚捕獲河川でありながら、河口規制がありませんので新たに河口規制を実施するものです。禁止区域の設定ということで、珊内川が捕獲河川としての役割を担っておりますので、その基準を適用しまして、右岸左岸沖合 300m を設定したいと考えております。規制強化におきましては、地元の遊漁団体や道内の主要遊漁団体である日釣振、釣魚連盟に事前説明して、地区海面利用協議会や海区公聴会などを活用して、広く周知を図りまして、遊漁団体や漁業者に理解を求めたうえで、来年 2 月の本海</p>

区委員会に諮りたいと考えておりまして、そこでみなさんに了解を得られれば、海区委員会による委員会指示の発動ということを考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。以上です。

濱野会長

ありがとうございます。これにつきまして、ご質問等ございますか。いずれにいたしましても、小寺課長が言われた河川について、数年前から、今までなかった規制や規制強化の要望があったわけでございますので、ここはひとつ全体の要望として、この機会を利用して規制をかけるということで、よろしく願いいたします。ご質問等はございますか。

委員一同

(なしの声)

濱野会長

なければ、さくらます船釣りライセンス制に係る委員会指示について、原案のとおり発動することとしてよろしいですか。

委員一同

(異議なしの声)

濱野会長

異議が無いようですので、議案第2号についてはそのように決定します。次に、議案第3号を上程します。事務局より説明願います。

岩田事務局長

「議案第3号 知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間等について」ご説明いたします。資料1をご覧ください。こちらは、北海道知事から当委員会あてに諮問があった文書の写しでございます。改正漁業法が昨年、12月1日に施行され、それ以降に更新を迎える知事許可漁業につき、「制限措置の内容」、「申請期間」、「許可の基準」をそれぞれ定めるため、当委員会に諮問があったものです。漁業許可にあたっては、一斉更新の際、新規の許可として制限措置などを公示し、申請者を募集する流れとなりますが、申請期間を原則1ヶ月以上設けると北海道漁業調整規則で定めています。また、許可事務の処理期間として約1ヶ月を考慮すると、一斉更新の日の約2ヶ月前に、公示しなければならないため、来年4月までに更新を迎える漁業許可について審議するものです。次に、資料2をご覧ください。こちらは、今回委員会に諮る漁業種類の一覧になっております。本庁処分1種類、振興局処分1種類です。次の頁以降に、告示(案)を添付しておりますが、制限措置の設定の基本的な考え方は、対象資源の状態や漁業調整、資源利用の観点から、原則、現行の操業区域、漁業時期、操業区域ごとで許可されている船舶の数をもって制限措置とする考えになります。このため、特に(2)操業区域、(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数にあつては、更新前の許可区域、許可隻数をもって制限措置としています。申請すべき期間については、公示日から1ヶ月を下らないよう設定しており、備考には、大臣許可で行う公示方法を参考に、許可等の有効期間、申請書の提出先、許可等に際して付す予定の、従前の「許可の制限条件」に相当する「許可等の条件」を記載した公示内容としています。なお、操業区域や船舶の総トン数、漁業を営む者の資格、許可等の条件な

どの内容は、「制限措置等の取扱い」において詳細を定めることとなり、原則、現状の許可実態を踏まえた内容で整理され、現在許可を受けている者は、従前どおりの操業が行えるよう定めております。参考資料として、末尾に「漁業許可ごとの制限措置等の取扱い」を添付しているの、後ほどご覧ください。資料3をご覧ください。「許可等の基準」ですが、これは、新規の許可において、公示により申請を募集した結果、公示隻数を超える申請があり、適格性の審査を経ても、なお、公示隻数を超える場合に、当該知事許可の状況を勘案して、許可する者をどのように決めていくかの基準となるもので、この基準も公平でなければならないとされています。この基準を定める際には、関係する海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと漁業法並びに北海道漁業調整規則で規定されています。基準は漁業ごとで設定できますが、現在のところすべての漁業で共通した内容としております。次に内容についてですが、第1～5位に区分され、申請区分として操業実績者と新規者に区分され、まず、操業実績者が優先されます。第1位は操業実績があり誠実に営んだ実績がある者で、第2位は操業実績を有するが、過去に漁業等に関する法令違反がある者になります。第3位は許可を有するが操業実績がない者で、第4位は第3位の者で過去に漁業等に関する法令違反がある者になります。第5位は現に有効な当該漁業の許可等を有しない者。すなわち本当の意味での新規者となります。ここでは、申請者の漁業経験、住所要件を勘案した配点方式により許可者を決定しますが、合計点数が同じであればくじ引きにより決定することとなります。道は、許可受有者の安定的・継続的な経営が最も重要と考えており、第一に許可受有者を優先的に許可し、それでも公示枠を超える状況にあれば、操業区域に関連する地域における漁業生産力を維持していく観点から、申請者の住所要件と漁業経験により優先的に許可していく考えです。説明は以上となりますので、ご審議方よろしく願いいたします。

濱野会長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問ございますか。

委員一同

(なしの声)

濱野会長

なければ、議案第3号について、内容適当と認めてよろしいですか。

委員一同

(異議なしの声)

濱野会長

異議が無いようですので、諮問のとおり、適当であることを知事へ答申することとします。次に議案第4号と第5号は関連があるので、一括して上程します。事務局より説明願います。

岩田事務局長

「議案第4号「北海道資源管理方針」の一部改正について」と「議案第5号「特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし）に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案」について、北海道知事より諮問がありました。これら関連がありますので、一括して説明いたします。資料1

をご覧ください。こちらは、「北海道資源管理方針」の一部改正について、知事からの諮問文となりますが諮問の内容は、昨年12月1日に施行となった改正漁業法により、従来の公的・自主的管理にかかわらず、資源管理に関する基本的な事項を国は「資源管理基本方針」に、都道府県は「資源管理方針」にそれぞれ定めることとなりました。道の資源管理方針（案）は昨年11月に当委員会に諮問があり、原案どおり承認しております。また、具体的な水産資源ごとの資源管理の方針は、順次、「別紙」として定めております。別紙1をご覧ください。こちらは、知事が公表予定の（案）ですが、改正部分については、資料1-1「北海道資源管理方針 新旧対照表」をご覧ください。1頁目の下線部分、第1資源管理に関する基本的な事項、についてですが、年度更新により、生産量及び生産額の数字を時点修正するものです。次に、2頁目をご覧ください。別紙1-1さんまの、第2知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等、(2)漁獲量の管理の手法等の②について、知事が法第31条の規定に基づいて公表をした日からは、具体的には、知事管理漁獲可能量の85%以上で公表した日、また、くろまぐろの場合は70%以上で公表した日となりますが、陸揚げした3日以内とされていましたが、これに、「行政機関の休日は参入しない」ことを明記するものです。さんまのほか、他の魚種についても同様に措置するものです。具体的には、土日祝日及び12月29日から1月3日までとなります。改正後の「北海道資源管理方針」の前文は資料1-2に添付しておりますので、後ほどお目通し願います。続いて、「さんま、まあじ、まいわし」の令和4管理年度のTACについて説明いたします。資料2をご覧ください。こちらは、道からの諮問文となります。次の頁に、別紙1がございますが、こちらは知事が公表する公示案でございます。詳細につきましては、順次説明してまいります。資料2-1「令和4年のTACについて」をご覧ください。これは、11月16日に開催された「水産政策審議会の資源管理分科会」を経て、国から示された、令和4管理年度における漁獲可能量（TAC）の当初配分に基づき、「北海道」に定められた数量の概要などを示したものです。令和4年のさんまのTACは、本年5月の令和3管理年度漁獲可能量の変更時と同じ数値となっております。なお、さんまの右側部分に記載しておりますが、令和4年3月に北太平洋漁業委員会（NPFCC）が開催される予定であり、ここで、新たな資源管理措置が採択された場合は改定となる可能性があります。次に、資料2-2【さんま】をご覧ください。道における配分の考え方を記載した資料ですが、①として、国から配分された数量を「道東太平洋海域及びオホーツク海海域」と「その他の海域」に配分して管理します。②として、知事許可漁業である「さんま漁業」に数量配分します。③として、待網漁法である定置漁業等の「その他漁業」は「現行水準」とします。④として、配分された18,300トンのうち、全国さんま棒受網漁業協同組合の組合員がオホーツク海海域で操業するための採捕枠5千トンについては、全て「さんま漁業」に配分します。⑤として、この5千トンを除いた13,300トンの「さんま漁業」

と「その他漁業」への配分は、「直近3カ年の平均採捕数量の比率」（さんま漁業 96.58%）により配分します。この結果、道東太平洋海域及びオホーツク海海域の「さんま漁業」は、12,800 トンになりますが、オホーツク海海域のさんま漁業は、漁船トン数に関係なく、全て道が管理する知事許可漁業であり、全国さんま棒受網漁業協同組合の組合員が、オホーツク海海域で操業する枠とされた5千トンを加えた17,800 トンが、この海域の「さんま漁業」への配分数量となります。また、この海域の「その他の漁業」と、その他の海域の「その他漁業」は「現行水準」としています。次に「まあじ」についてですが、資料2-1に戻っていただいて、このまあじ資源は、太平洋系群と対馬暖流系群があり、太平洋系群のMSYを達成する親魚量（目標管理基準値）は6万トン、限界管理基準値は1万5千トン、2020年の平均親魚量は1万7千トンであり、限界管理基準値に近い資源状態となっております。一方、対馬暖流系群のMSYを達成する親魚量は25万4千トン、限界管理基準値は10万7千トン、2020年の平均親魚量は26万4千トンでMSYを上回る資源状態となっております。令和4管理年度のTAC配分については、資源管理方針に関する検討会を経て決定された漁獲シナリオにより算定されたABCのうち日本分の両系群の合計値156,200 トンが、令和4年のTACとして設定されています。また、TACは大臣管理漁獲可能量と都道府県知事管理漁獲可能量に配分されますが、大臣管理漁業（大中型まき網漁業）への配分が46,300 トン、都道府県知事管理分のうち、北海道に定める数量は、これまで同様、「現行水準」となっています。次に、資料2-3【まあじ】をご覧ください。道における配分の考え方を記載した資料ですが、「まあじ」への配分はこれまでと同様ですが、「現行水準」となっています。国から北海道に示された数量が「現行水準」であるため、海域を区分せず、全道海域一つとして管理するものです。また、資料の下の方に参考として、近年の採捕実績を記載しておりますが、近年3カ年の最大では令和元年が393 トンの実績となっており、道南太平洋海域の定置網漁業による採捕量が全道採捕量のほぼ全てを占める状況となっております。最後にまいわしについてですが、資料2-1に戻っていただいて、まいわしは、太平洋系群のMSYを親魚量は118万7千トン、限界管理基準値は48万7千トン、2020年の平均親魚量は172万トンでMSYを上回る資源状態となっております。令和4管理年度のTAC配分は、資源管理方針に関する検討会を経て決定された漁獲シナリオにより算定された、79万1千トンが令和4年のTACとして設定されております。太平洋系群は、大臣管理漁業（大中型まき網漁業）への配分が445,500 トン、北海道の知事管理量は前年より4,800 トン少ない31,200 トンの設定となっております。なお、国ではまあじ、まいわしのTACの20%を留保しております。これは、漁期中に当初配分枠を超過する恐れが生じた場合など、現場に支障が生じないように、速やかに対応するため措置されたものです。次に、資料2-4【まいわし】をご覧ください。これも道における配分の考え方を記載した資料ですが、国から北海道に示された数量

のうち、海域は区分せず、道東で小型さんま漁船によるまいわし資源の活用やロシア 200 海里水域さけます流し網漁業の代替で行われる「火光を利用する敷網試験操業」へ 2 万 5 千トン配分します。「その他漁業」は、道南太平洋海域の待ち網漁業（定置）での採捕が大半を占めることから、「現行水準」とし、これまで同様の取扱となります。なお、「火光を利用する敷網試験操業」への配分は、令和 3 年配分実績と、知事管理漁獲可能量の減少率 13%から算出した数量を計画数量として配分されます。また、資料の下の方に参考として、近年の採捕実績を記載していますが、近年 3 ヶ年の最大では、平成 31 年、令和元年の 22,672 トンとなっております。その他漁業での採捕は、道南太平洋海域の定置網漁業による採捕量が全道採捕量の 7 割以上を占める状況となっております。次に、資料の 2-5 をご覧ください。今回対象となるさんま、まあじ、まいわしの令和 3 年と令和 4 年の配分量の比較を記載した資料となります。最後に、参考資料の「令和 2 年 12 月諮問別紙 2」では、まいわしに関する国の留保枠からの配分や都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間の融通による数量の変更は、全量を北海道漁獲可能量へ配分することや、関係する海区委員会には事後報告で対応できるルールですが、変更は無く、継続となることを申し添えます。以上で諮問内容の説明を終わらせていただきます。

濱野会長

説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ございますか。

委員一同

(なしの声)

濱野会長

それでは、議案第 4 号並びに第 5 号は内容適当と認めてよろしいですか。

委員一同

(異議なしの声)

濱野会長

異議なしとのことですので、諮問のとおり、適当であることを知事へ答申することとします。

次に報告事項について、2 件一括して事務局から説明願います。

岩田事務局長

それでは、報告事項 1「定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」資料 1 により報告いたします。これは、知事から当委員会あて報告があった写しとなりますが、令和 2 年 12 月 1 日に改正漁業法が施行され、同法第 90 条の規定で「漁業権者が有する漁業権の内容となる漁業の資源管理の状況、漁場の活用の状況等を都道府県知事に報告しなければならない。」とされ、今回の報告はこれに該当するものです。なお、漁業権者の報告は 1 年に 1 回以上、知事に行う事とされ、漁期が終わるとその都度、道へ提出する流れとなります。道は、これら報告の有無について関係海区委員会に報告することとなりますが、今回の報告対象は、改正法の施行日以降に免許の「漁業時期」、具体的には、令和 2 年 12 月 1 日から 12 月 31 日までに終了した、大型定置網が対象で、今後はサケの期間免定も含めた形での報告となります。

続けて「報告事項 2 令和 3 年秋さけの沿岸漁獲状況等について」報告いたします。資料 1 をご覧ください。令和 3 年秋さけ沿岸漁獲状況についてですが、日本海海域における秋さけ定置漁業漁獲高の推移です。関係分のみ説明いたします。石狩は尾数で 914,567 尾、前年比 132%、重量は 2,796 トン、前年比 138%、金額で 22 億 2 千万円、前年比 179%、北後志は尾数で 314,862 尾、前年比 74%、重量は 887 トン、前年比 76%金額で 7 億 2 千 3 百万円、前年比 97%、南後志は尾数で 478,512 尾、前年比 136%、重量は 1,335 トン、前年比 142%、金額で 10 億 6 千 3 百万円、前年比 178%となっております。次の頁は石狩と後志の漁獲尾数と金額をグラフにしたものです。3 頁目は、北海道連合海区漁業調整委員会が取りまとめた 11 月 20 日現在の秋さけ沿岸漁獲速報です。4 頁目は令和 3 年さけ・ます親魚捕獲及び採卵状況です。日本海さけ・ます増協所管分の 11 月 20 日現在です。捕獲数は中部・南部併せて 405,333 尾です。達成率 269%採卵数は中部・南部併せて 1 億 6 千 3 百万粒、達成率 110.4%。収容卵数は中部・南部併せて 1 億 5 千万粒、達成率 101.6%です。さくらますの親魚捕獲・採卵数は、親魚捕獲数 7,961 尾で、達成率が 229%採卵数は 566 万 2 千粒で、達成率が 124%でした。以上、報告事項 1 と 2 の説明となります。

濱野会長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございますか。

委員一同

(なしの声)

濱野会長

なければ、これで、本日の議題はすべて終了しましたが、委員から何かありますか。

委員一同

(なしの声)

濱野会長

なければ、これで委員会を閉じさせていただきます。
今回の議案は、すべて原案通りご承認賜りましてありがとうございます。今年も残すところ、半月となりましたけれど、皆様方にはお元気で新しい年を迎えられますことを心からご祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。

岩田事務局長

以上で、第 4 回の委員会を終了いたします。